その他告示

○消費者庁告示第十三号

消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第十一条の十四の規定に基づき、同法第十一条の九に規定する登録試験機関に係る登録を受けた独立行政法人国民生活センターから、代表者の氏名を次のように変更する旨の届出があったので、同法第十一条の二十六の規定に基づき公示する。

令和七年十二月十日

消費者庁長官　堀井奈津子

変更前の代表者の氏名	変更後の代表者の氏名	変更年月日
山田　昭典	村井　正親	令和七年六月一日

○復興庁告示第七号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、令和七年十月二十四日付けで認定した復興推進計画（認定番号福島第百五十号）に係る指定金融機関を令和七年十一月二十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

令和七年十二月十日

内閣総理大臣　高市　早苗

一　名称　株式会社三菱ＵＦＪ銀行

二　住所　東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

○復興庁告示第八号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、令和七年十月二十四日付けで認定した復興推進計画（喜多方市復興推進計画（認定番号福島第百五十号）に係る指定金融機関を令和七年十一月二十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

令和七年十二月十日

内閣総理大臣　高市　早苗

一　名称　株式会社東邦銀行

二　住所　福島市大町三番二十五号

○復興庁告示第九号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、令和七年十月二十四日付けで認定した復興推進計画（喜多方市復興推進計画（認定番号福島第百五十号）に係る指定金融機関を令和七年十一月二十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

令和七年十二月十日

内閣総理大臣　高市　早苗

一　名称　会津信用金庫

二　住所　福島県会津若松市馬場町二番十六号

○総務省告示第三百九十二号

時刻認証業務の認定に関する規程（令和三年総務省告示第百四十六号）第五条第二項において準用する同規程第三条第一項の規定に基づき、次の時刻認証業務に関し、令和七年十一月二十六日付けで同規程第三条第一項第四号及び第五号に係る変更を認定したので、同規程第五条第二項において準用する同規程第三条第四項の規定に基づき公示する。

令和七年十二月十日

総務大臣　林　芳正

1　変更認定に係る時刻認証業務の名称　ＭＩＮＤタイムスタンプサービス

2　変更認定に係る時刻認証業務を行う者の法人番号　2010401059681

3　変更認定に係る時刻認証業務を行う者の名称　三菱電機デジタルイノベーション株式会社

4　変更認定に係る時刻認証業務を行う者の名称の英語表記　Mitsubishi Electric Digital Innovation Corporation

5　変更認定に係る時刻認証業務を行う者の住所　東京都港区芝浦４―６―８

○外務省告示第四百五十六号

令和七年十一月十八日にカブールで、アフガニスタン・イスラム共和国における国境地域における経済活動の促進による女性の生計向上計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合開発計画との間に行われた。

令和七年十二月十日

外務大臣　茂木　敏充

1　協力の目的及び内容　国境地域における経済活動の促進による女性の生計向上計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　八億六千四百万円

3　贈与の供与期限　令和八年十月三十一日

4　署名者

日　本　側　正本謙一在アフガニスタン大使館大使

国際連合開発計画側　スティーブン・ロドリケス在アフガニスタン事務所代表

○外務省告示第四百五十七号

令和七年十一月十一日に東京で、ヨルダン・ハシェミット王国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がヨルダン・ハシェミット王国政府との間に行われた。

令和七年十二月十日

外務大臣　茂木　敏充

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　七億四千五百万円

3　署名者

日　本　側　浅利秀樹在ヨルダン大使

ヨルダン側　ゼイナ・トーカーン計画・国際協力大臣

○外務省告示第四百五十八号

令和七年八月五日にロメで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がトーゴ共和国政府との間に行われた。

令和七年十二月十日

外務大臣　茂木　敏充

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億円

3　署名者

日　本　側　胡摩窪淳志在トーゴ大使

トーゴ側　アントワン・レクパ・ベベニ農業・村落給水・農村開発大臣

○農林水産省告示第千八百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十二月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県木曽郡木曽町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十二月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県上水内郡飯綱町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び飯綱町役場に備え置いて縦覧に供する。）